

# 令和2年第6回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年6月25日（木）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時30分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	欠
7番	大曾根高男	欠	14番	丸山隆一	欠
出席 8名			欠席 6名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢	事務局主事	千島隆寛

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員8名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数の7名を超えており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- 2 番 萩元 不二夫 委員
- 3 番 萩島 保夫 委員
- 6 番 大澤 英司 委員

---

#### 日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

※議案第1-1、1-2については関連性があるため一括審議とした

○議案第1-1

議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については6月12日に確認し、いずれも適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地3, 198㎡、借入地0㎡）については適正に管理されております。

・農機具所有状況…軽トラック1、防除機1、草刈り機1

・従事人数…世帯員2名

- ・申請地までの通作距離… 1 - 1 800 m  
1 - 2 1, 300 m

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名…本人210日、妻90日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 5, 050㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明の通り支障ないと思われれます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「駐車場の一時転用」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地区分につきましては、2つの区分に該当します。

1つ目が、農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

2つ目が、申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内にふじみ野小学校、にしじまクリニックの教育施設、医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水については浸透シートを敷き、浸透させることとし

ております。

- ・隣地境界には単管パイプ、ネットを設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

## ○議案第2－2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック1～5段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

## 第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

## ○議案第3－1

(事務局説明)

本件は、平成12年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和3年の9月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているもの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、6月10日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

#### 第4号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

##### ○議案番号第4-1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

6月12日に現地を確認したところ、保全管理がされておりました。従事者は3月に亡くなりました。生前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

訪問して従事者は生前に自家消費用の野菜作付けをされていた状況などを伺いました。現在は家族の方が管理をされており、支障がないと思われまます。

##### ○議案番号第4-2

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

6月15日に現地を確認したところ、保全管理がされておりました。従事者は2月に亡くなりました。生前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

訪問して従事者は生前に自家消費用の野菜作付けをされていた状況などを伺いました。現在は家族の方が管理をされており、支障がないと思われまます。

第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

○議案第5－1

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借
  - ・土地利用の内容 畑
  - ・設定の期間 令和2年10月1日から令和4年9月30日まで
- (現調) 現在の利用権が切れるため、再度設定を行うものです。

第6号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画について

○議長は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定に基づく事業計画について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

○議案第6－1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については6月16日に確認し、適正に管理されていました。

「都市農地貸借円滑化法第4条第3項各号の要件について」

① 法第4条第3項本文（農作業常時従事要件）

- ・従事人数…世帯員3名
- ・本人…250日 父母…各200日

② 法第4条第3項第1号

(申請者)

- ・農産物の5割以上を市内及び隣接する区域内に対して販売する。
- ・農産物残さや農業資材などを放置せず取り組んでいく。

(所有者)

- ・周辺農地等に配慮し耕作状況等を見回り、確認する。

③ 法第4条第3項第2号（地域との調和要件）

- ・申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への適正な配慮を行い。また農薬の使用方法については、地域で行っている防除を参考に行います。

④ 法第4条第3項第3号（全部効率利用要件）

- ・所有農地営農状況…所有農地（所有地3, 457㎡、借入地0㎡）については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、耕うん機1、粃すり機1、草刈機1
- ・従事人数…世帯員3名

以上都市農地貸借円滑化法第4条第3項各号の要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

（担当委員からの説明）

6月22日に申請者を訪問しました。地域でも一生懸命農業経営をされています。年間を通じ市内や隣接市の青果店へおろしており、問題ないと思われます。

第7号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋2件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第7-1

（事務局説明）

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は7月13日までに事務局まで報告をお願いします。

○議案第7-2

（事務局説明）

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は7月20日までに事務局まで報告をお願いします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地改良用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年5月19日から令和2年6月17日まで)  
(1) 農地改良に係る届出 1件

日程第4 協議報告事項

1. その他

---

議長は、令和2年第6回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月25日

議長

---

2番

---

3番

---

6番

---